

# 支部ニュース

2014年4月 No.485

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス dantokyo@dream.com 〒112-0002 文京区小石川2-3-28-201  
TEL03-3814-3971 Fax03-3814-2623 郵便振替 00130-6-87399

- 安倍政権の教育改革に反対する集会に参加して・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・村田智子
- 2014年4月5日（土）・6日（日）  
第2回「原発と人権」全国研究交流集会 in 福島・・・・・・・・・・・・・・・・柿沼真利
- 国家公務員賃下げ違憲訴訟 その後の展開と現段階・・・・・・・・・・・・・・萩尾健太
- 団事務所移転カンパに対するご報告と御礼・・・・・・・・・・・・宮川泰彦
- 新幹事長・次長就任の挨拶  
※幹事長就任のご挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・金井克仁  
※事務局次長就任のご挨拶・・・・三浦佑哉・久保田明人・黒澤有紀子・伊藤真樹子
- 岡村親宜先生 若手弁護士へのメッセージを読んで・・・・・・・・・・・・山添 拓
- 4月7日（月）より新事務所が開設します
- 日誌



# 安倍政権の教育改革に反対する集会に参加して

クラマエ法律事務所 村田 智子

1 昨年末頃から今年にかけて、新聞紙上で、安倍政権の教育改革が次々に取り上げられている。教科書検定基準の改悪や、教育基本法制度の改悪等である。

他方で、これに対抗する市民の動きも活発になりつつある。

私は、2月から今日にかけて、立て続けに3つの集会に参加した。

2 まず、2月1日に、「生かそう1947教育基本法！子どもと教育を守る東京連絡会」主催の「戦争いや、ブラック教育はNO！みんな集まろう 2・1東京教育集会2014」（於：文京シビックホール）に参加した。参加者は240名であった。

この集会では、渡辺治氏（一橋大学名誉教授）による講演とリレートークがメインであったが、渡辺治氏による講演は殊更に素晴らしいかった。

渡辺氏は、

- 安倍政権が、アメリカが求める「戦争ができる軍隊づくり」を超えて、アメリカさえも躊躇してしまう「戦争する国づくり」（=アジアでの霸権を握ること）を目指していること
  - 明文改憲は「戦争する国づくり」の完成には欠かせないこと
  - 教育改革は本質的には新自由主義・構造主義の性格が強いけれどもそこに、安倍政権の「戦争する国づくり」の要請がかぶさってきていること
- を明らかにされた。

1時間30分の予定時間を15分超えた御講演であったが、一時も聞く側の集中力が途切れない御講演であった。

3 次に参加したのは、3月6日の全日本教職員組合等主催の「教育委員会制度の改悪は許さない」というシンポジウムであった。

特に印象に残ったのが、2011年まで国立市で教育委員を務めておられた中村雅子氏（桜美林大学教授）のお話であった。

中村氏は「保護者」という枠から選ばれたということであったが、真摯に教育委員の職務を遂行され、請願をされる市民の声にも耳を傾けられたということであった。また、「今、本当に必要なのは、本来の趣旨に則った教育委員会の改革であり、具体的には事務局の支援（基本的資料がいつでも読める等）及び現場の教師、保護者、市民との繋がりである」と明言された。

会場からは、練馬区の教育委員会に「はだしのゲン」の撤去の請願が出された際の区の教育委員会の討議内容が非常によかったこと、大阪市では市長が教職員に対してまで思想調査アンケートを広げようとした時に教育委員会がストップをかけたこと等の報告がなされた。

教育委員会というと、私達に敵対する存在というイメージが強いが、各地で頑張っているのだとい

うことがよく分かった集会であった。

参加者は、百数十名はいたであろうと思う。

4 その次に参加したのが、「安倍教育政策NO・平和と人権の教育を！ネットワーク」が主催した「教育再生って何？子どもたちはどうなるの 3・21全国集会」であった。中野ゼロホールで行われた。

この集会は、教育改革の名のもとで行われている各政策を1つ1つ取り上げた、非常に分かりやすい集会であった。

メイン講師の山本由美氏（和光大学教授）の御講演は、先の2・1集会での渡辺氏の御講演をさらに具体的にしたものであった。

安倍政権が、

●アジアで霸権を取るために必要な、グローバル化をマネージメントするための人材育成に力を注いでいること

●そのために6・3・3制の見直しにまで踏み込んでいること

●学力テストの実施と結果の公表は、学校選別のために不可欠なものであり、実際に大阪では統廃合の理由として利用されていること

等が明らかになった。

集会の参加者は240名とのことであった。

5 その他、3月29日には全日本教職員組合外が主催の日比谷公園での集会が、4月4日には日弁連のワーキンググループ主催の集会がクレオで行われる。

立て続けに教育の集会に参加しての感想であるが、どの集会も、分かりやすく、面白い。

子どもを学校に通わせている保護者が参加しても、十分に面白いのではないだろうか。

「忙しくて、教育問題にまでとても手が回らない」と考えておられる支部員にも、ぜひ、気楽に参加していただきたい。

# 2014年4月5日（土）・6日（日）第2回「原発と人権」全国研究交流集会 in 福島

「原発と人権」全国研究交流集会実行委員会

北千住法律事務所 柿沼 真利

## はじめに

今回は、2014年4月5日（土）、6日（日）に、福島県福島市の国立福島大学キャンパスにて開催される、「第2回『原発と人権』全国研究交流集会 in 福島」への参加を呼びかけます。

## 1 東電福島第一原発事故と第1回「原発と人権」全国研究交流集会 in 福島

2011年3月11日、あの大地震、大津波、そして、東京電力福島第一原発の爆発、放射性物質漏れ事故・・・。この原発事故による被害は未曾有のものとなり、今なお、多くの方々（約14万人といわれている）が、故郷に帰ることができず、従来の生活環境、生活基盤など奪われ、苦境に立たれています。また、今後どのような健康被害などが生じるかも未知数です。

同集会は、反核法律家協会、国際法律家協会、自由法曹団、青法協、日民協などの各法律家団体、日本科学者会議、日本ジャーナリスト会議、などが参加団体となり、2012年4月7日（土）、8日（日）の2日間、福島大学キャンパス内で、第1回目が、開催されました。その名の通り、「原発と人権」は両立しないと言う観点から、多様なテーマを取り上げ、原発問題に取り組む法律家、科学者、ジャーナリストなどが学習交流を行うものでした。

初日全体会の基調講演では、長年、原発関係訴訟（高速増殖炉「もんじゅ」訴訟、浜岡原発運転差止訴訟など）に携わってきた海渡雄一弁護士に、「福島第一原発事故の原因と責任」と題して、今回の東京電力原発事故の被害実態、原子力発電の持つ危険性、従来の原発関係訴訟における裁判所の誤り、そして、今後あるべき、被害者救済、脱原発の道などをお話しいただきました。

次に、「現地首長は訴える」と題して、今回の原発事故で、全村避難となった福島県飯館村の菅野村長をお招きし、全村被害によって、村の住民の方々が分散し（同じ家族でも分散せざるをえなくなつた現状）、村が分断されてしまった状況などについてお話しいただきました。また、東電福島第一原発立地自治体である双葉町の井戸川町長（当時）からは、「国と東電の説明を信じて来たことを悔正在い、お詫びを申しあげたい」旨お話しいただきました。

二日目分科会では、以下の通り、6つの分科会が行われました。

第1分科会「放射能の影響とどう向き合うか」

第2分科会「傷つき、破壊されたコミュニティの回復のために」

第3分科会「被災者救済のための『完全被害回復』・『完全賠償』を」

第4分科会「脱原発の司法判断を求めて」

第5分科会「原水爆被爆者の運動に学ぶ—広島・長崎から福島へ—」

## 第6分科会「原発報道を考える」

このような多様な観点からの分科会が行われ、結果、500の方々にご参加いただき、大成功の内に終了致しました。

## 2 「原発と人権」ネットワークの結成と第2回集会の開催

その後、同集会実行委員会は、原発と人権ネットワークを立ち上げ、ホームページを作成し、多様な原発問題（原発事故被害者救済、脱原発など）に関する情報発信・交換の場となるよう努めています。

URLは、こちら。→<http://genpatsu-jinken.net/>

さらに、本年4月5日（土）、6日（日）に、第1回と同じく、福島大学キャンパスにて、「第2回『原発と人権』全国研究集会 in 福島」を開催します。

2014年3月現在、安倍政権は、原発を「重要なベースロード電源」などと位置付け、安全性が確認された原発は「再稼働を進める」との方針を明記したエネルギー基本計画を、閣議決定しようとするなど、露骨な原発推進の姿勢を鮮明にしています。これに対し、東京電力福島第一原発では、放射性汚染水の漏洩が深刻な事態となっており、事故の収束どころか拡大の様相を呈しています。そして、原発事故被害者の救済は進まず、むしろその「切捨て」を進めています。

このような中、我々は、これら原発問題についての知見を深め取り組んでいかなければなりません。

「第2回『原発と人権』全国研究集会 in 福島」は、第1回集会をさらにグレードアップした内容で開催しようと考えています。

あの事故から3年、是非、「第2回『原発と人権』全国研究交流集会 in 福島」へご参加下さい。

詳細は、以下のとおりです。また、参加申し込みなどについては、「原発と人権」ネットワークのホームページのトップページにバナーが貼っておりますので、そちらをクリックしてご確認ください。

さらに、オプショナルツアーとして「フクシマ現地調査」もご用意しています。

とき 2014年4月5日(土)・6日(日)

ところ 福島大学（福島市金谷川1／JR東北本線・金谷川駅下車）

参加費 1000円

4月5日(土) 全体会（13：00～18：10） 福島大学L棟4号教室

I 基調講演 「終わらない原発事故～被害者の視点から～」

柳田邦男さん

（ジャーナリスト。政府原発事故調査・検証委員会委員長代行を勤めた）

II 報告 「福島県の県内全原子炉廃炉を求める運動」

真木實彦さん（福島大学名誉教授）

III 原発事故被害者・市民は訴える — 被害者・市民の皆さんからの報告

IV 現地首長は訴える

南相馬市長 桜井勝延さん

V 講演 「欧洲から見た福島原発事故と人権」

ミシェル・プリウールさん

(フランス。リモージュ大学名誉教授。国際自然保護連合副委員長等歴任)

VI 総括報告 丹波史紀さん (福島大学准教授)

4月6日(日) 分科会 (9:30~15:00) 福島大学M棟各教室

(予定されている分科会)

被害者訴訟原告団・みんなで交流～私たちが求めるもの、私たちが目指すもの～(生業弁護団)／原発事故被害の賠償－損害と責任(日本環境会議「福島原発事故賠償問題研究会」)／脱原発を実現するために(脱原発分科会実行委)／原発事故報道3年、伝えたこと伝えられなかつたこと(日本ジャーナリスト会議)／人類は核と共に存できない～脱原発と核兵器廃絶・国際ネットワーク(国際法律家協会+反核法律家協会)



# 国家公務員賃下げ違憲訴訟

## その後の展開と現段階

渋谷共同法律事務所 萩尾 健太

先日、ご報告した国家公務員賃下げ違憲訴訟についてである。事案の概要は、前回述べているので、その後の状況について述べる。

### 1 証人尋問・本人尋問と今後の進行

#### (1) 証人尋問と片山総務大臣尋問の要求

本年1月20日には、午後いっぱい、東京地裁の大法廷で、給与減額についての交渉にあたった岡部勘市国公労連前書記長と、平山眞総務省人事・恩給局次長の尋問をおこなった。そのなかで、公務員バッシングを利用した給与減額の違憲性、不合理性、政府の不誠実な団体交渉態度などが次々と明らかになった。しかし、政府全体としての判断は、事務方に過ぎない平山眞次長には説明ができなかった。原告らは、以前から片山善博総務大臣（当時）の証人採用を求めてきたが、裁判所は、1月20日の時点では、片山大臣の採用を保留として、原告被告双方に意見書の提出を求めた。

平山次長が述べた、給与臨時特例法案について人事院から違憲の疑いが指摘されたにも拘わらず法案提出を決定した、との点を取っても、そうした政治的判断については片山大臣の尋問が必要である。

また、平山次長は、給与減額法案検討過程で「複数の国会議員から、有権者から国家公務員の給与減額を求める声が届いていると言われた」旨証言した。そのような政治権力の意向による給与減額は、公務の公正中立性の確保という情勢適応原則の趣旨に反するが、こうした政治判断についても片山大臣の尋問が不可欠であった。

さらに、片山大臣は、2011年6月21日参議院内閣委員会にて「内々の話し合いでありますとか意見の交換でありますとか、そういうことをやりまして正規の交渉というものをやった」と答弁した。そして、実際、連合傘下の公務員連絡会は、5月13日の交渉の冒頭で片山大臣に地方公務員には影響させないことを約束させた。このような約束は、事前に公務員連絡会と「内々の話し合い」「意見の交換」がなければできない。

これは、併存する労働組合がある場合に、一方の労働組合とだけ先行して話し合いをしていったという、使用者の中立保持義務に違反する重大な事実である。この点でも、片山大臣の尋問が必要であった。

しかし、2月10日、裁判所は、単に「必要性無し」とだけの理由で片山大臣の証人申請を退けた。

#### (2) 原告10人の本人尋問

2月20日終日、原告本人10人について大法廷での尋問が行われた。いずれも、国家公務員の勤務ぶりと給与削減の弊害を堂々とあるいは切々と具体的に訴えるものであった。

ア 景気が低迷する今日、企業から退職を余儀なくされ、就職できない者が公共職業安定所を訪れる。

そこに勤める原告によれば、職業安定所に勤務する職員は、求職者から公務員バッシングに基づく暴言を受けつつも激務に精励している。しかし精神を病む者も出ており、給与減額措置はそれに

拍車をかけた。

イ 公共職業安定所勤務の別の原告は、被災地の気仙沼公共職業安定所に業務応援に行って被災地支援のために献身していた。

ウ 被災地の通信局に勤務している原告は、自らも、災害に強い通信・法曹のインフラ整備の業務に携わりながら、被災自治体へ応援職員として派遣され、住民からの要望・苦情を受けて献身的に働いてきた。

エ 一方、政府は本当にもっぱら被災地支援のために給与減額分を充て財政再建の努力をしているのか。

　経済産業局資源エネルギー環境部で震災復興のための補助制度に関与している原告は、復興財源がもっぱら復興のために使われているとは考えられないという。

オ 地方整備局に勤務して「国土強靭化計画」に基づく補正予算の執行として工事発注の準備を行ってきた原告は、政府の予算自体が震災復興や財政再建とは異なる観点で執行されているという。

カ 災害はいつでも起こりうるので震災だけではない。ある原告は、2012年に自宅が全焼し、長男がいじめ不登校になり、妻が仕事を辞めざるを得ない状況であった。そのもとでの本件給与減額措置の打撃は計り知れない。

キ 打撃はそうした偶発的事態だけではない。とりわけ、空港に勤務する原告らは全国配転が勤務上必要とされこれに応じてきた。空港事務所に務める原告は10官署の全国異動をし、妻子に何度も引越や転校をさせ、自らも7年間単身赴任をしてきた。そのもとでの給与減額は、生活に重大な支障をもたらしている。

ク 航空交通管制部に勤務する原告は、正月休みもなく寿命を削って4日に1回夜勤を行っている。全国配転の負担は公務員宿舎に入居することによって軽減されてきたが、近時、公務員宿舎の入居基準が改悪されて住宅購入を余儀なくされており、北海道という寒冷地で生活の困難もあり、本件給与減額と併せると大打撃となっている。

ケ 空港事務所官制保安部に勤務している原告は、配偶者も国家公務員で単身赴任、大学生の子も別居、老親も別居と離ればなれの生活をしており、将来も考えて切り詰めた生活をせざるを得ない。

コ 家族に及ぼす影響も甚大である。ある原告は、80歳を超える両親と妻、大学・専門学校・高等学校と学費の嵩む3人の子どもを養っているが、本件給与減額の結果、子どもが行きたい高校への受験も断念させざるを得なかつたという。

上記の各事実は、原告らが証言した内容の、ほんの一端に過ぎない。

「死んでしまえばローン返済はできる」

これが、公務員宿舎を退居させられ、住宅ローンを組み、子どもの学費年間100万円を抱える中で、本件給与減額を受けた原告が、職場でつい口走ってしまう言葉である。本件給与減額により生活設計が狂わされ、国家公務員はここまで追い込まれているのである。

## 2 今後の進行

尋問終了後、原告側は、片山大臣の証人不採用に異議を述べると共に、平山次長の尋問で明らかになった、総務省内での給与減額措置についての検討や、人事院及び内閣法制局への問い合わせと回答などについての求釈明を申立てた。

国は期限を定めてそれに回答するとし、それを踏まえて3月20日に進行協議を行い、5月8日に口頭弁論が設定されることとなった。恐らく、その次が最終準備書面を提出して弁論を終結する期日であり、夏休み明け以降、判決期日となると考えられる。

これまで、人事院勧告が凍結されたことに対する全農林労働組合のストライキへの懲戒処分取消を求めた事件での最高裁平成12年3月7日判決はあったが、人事院勧告に基づかない給与削減そのものについての違憲性を問う、給与請求と国賠請求の事件は本件が初めてである。

前記最高裁判決の補足意見では、人事院勧告凍結ですら「代償措置が迅速公平にその本来の機能をはたさず実際上画餅にひとしいとみられる事態が生じた場合」に当たるかどうかが問題とされた。それからすれば、人事院勧告に基づかない給与削減については「画餅にひとしいとみられる事態」に当たることは明らかであると考える。

のことと、これまで述べてきた原告らの主張や立証からすれば、違憲判決が出されるはずだと考  
えるが予断は許されない。引き続き、主張立証と法廷内外の闘争を強めて行く。

### 3 終わりに

内閣は、2年間の給与削減措置を延長しないことを決定した。これは本訴訟の成果である。しかし、人事院勧告に基づいて、広域転勤を予定する国家公務員について中小企業の給与水準と比較し、高年層の給与を引き下げ、退職金を減額するなどのより巧妙な給与引き下げ措置を狙っている。こうした不合理な給与減額を跳ね返していくためにも、本訴訟で何としても違憲判決を勝ち取りたい。

# 団事務所移転カンパに対するご報告と御礼

支部長 宮川 泰彦

## 【支部事務所移転】

すでにご存じとは思いますが、団事務所（本部・支部）はこの4月7日から新しくなります。場所・電話番号・最寄りの駅などは後記のとおりです。

これまで団事務所が入っていたマンションは耐震構造上の問題が指摘され、なによりも安全を優先させるため、移転することを決定しました。

## 【カンパ目標の設定と呼びかけ】

支部は、昨年9月の幹事会で討議し、10月の幹事会において、支部全体で800万円、団員1人2万円平均を目標としてカンパに取り組むことを決定しました。全団ではカンパ目標2000万円ですので、その40%は東京支部が集めることにしたのです。なお、全国の団員数は約2000名のところ、東京支部団員はその約4分の1=25%ですが、支部事務所が入っていることなどから、2000万円の40%を目標額に設定した次第でした。

各法律事務所に支部長・幹事長・事務局長3名連名による「団事務所移転カンパのお願い」をお送りし、支部ニュースなどでもカンパを呼びかけました。

## 【目標額の2倍近くに達するカンパが寄せられた】

法律事務所をとりまく環境が厳しくなっている折り、カンパに応えてもらえるか不安はありました。しかし、多くの事務所・団員からカンパが寄せられ、昨年の段階で目標を大きく超過達成することができました。この2月末をもって、カンパは終了し最終集計しました。

支部団員、事務所、団外の方から寄せられたカンパの総額は1,552万円余で、目標額の2倍近くに達しました。

なお、団全体でも2000万円の目標を1800万円ほど超過達成しました（目標額の2倍近く）。目標を超えたカンパについては、新事務所の改裝・設備強化費用、借入金（無利子）への繰り上げ返済等々、団本部の組織財務委員会にて検討しているところです。

## 【若干の分析と感想】

カンパの総口数は149でした。内、法律事務所からのカンパは13法律事務所（総額1552万円余の約28%に相当するカンパ額）。個人は総計136名（総額の約72%に相当する額）。個人136人のカンパの内、B型肝炎弁護団の団員が25名（総額の約33%に相当する額）、団外3名（6万円）、となっています。

カンパ者一覧を見ると、団と共同をしている団体の役員の方、団員ではないが団に期待している先輩弁護士の方々、団の企画や集まりでは顔を見たことがない団員（あるいはかつては見たことがある団員）が結構カンパを寄せててくれています。団のことを気にかけている様子が分かります。団に対する信頼と想いを感じとれた次第です。有り難うございます。

以上簡単ですが、あらためてご報告と御礼を申し上げます。

## 新幹事長・次長就任の挨拶

### 幹事長就任のご挨拶

東京法律事務所 金井 克仁

幹事長に就任した金井克仁（東京法律事務所）です。34期です。

前幹事長の前川さんより私の方が期が古く、人事が古い世代に遡るようで、お引受けするにあたり気が重かったです。しかし60期代の若い5人の事務局次長さんや齋藤事務局長の元気さからエネルギーをもらい、しっかり任務を全うしたいと思っているところです。

ところで私が自由法曹団の運営に関与したのは、1989年に本部事務局次長になった時でした。だいぶ昔のことです。当時は取組む課題もそんなに多かったとは記憶していません。

それに対して最近は取組む課題もあらゆる分野に及び目白押しのようです。一方で団への期待も高まり、その役割も大きく重くなっています。とくに第二次安倍政権の誕生後は、あらゆる問題がいわば同時多発的に進行しています。改憲問題しかし、集団的自衛権行使のために向けた解釈改憲、強行成立された秘密保護法の廃止の取組み、派遣法改悪を先陣とした労働法制の改悪、教育制度改悪、歴史問題（慰安婦・靖国など歴史修正主義・復古主義とのたたかい）、さらには原発再稼働問題、TPP、消費税等々。

ともかく支部団員みなさんの力がなければ、改憲阻止はもちろん、これらの諸課題についても何一つ成果を得られません。宮川支部長のもと事務局そして専従の方のサポートを得て、幹事長として、みんなさんがそれぞれの持ち場で諸課題に取組められるよう、頑張りたいと決意しております。よろしくお願いします。

### 事務局次長就任のご挨拶

代々木総合法律事務所 三浦 佑哉

この度、団東京支部事務局次長に就任いたしました代々木総合法律事務所の三浦佑哉です。弁護士登録後2年以上が経ちましたが、とにかく毎日が精一杯で、本当にあつという間でした。ですので、まだまだ新人弁護士気分でいたのですが（当事務所にはまだ後輩が入所していないこともその理由かもしれません）、この役職を任せられることになり、身が引き締まる思いでいっぱいです。

入所後は、主に（ほとんどの時間？）労働事件に費やしてきました。労働組合とのたたかいは骨が折れるものも多いですが、その分大きなやりがいがあり、不思議と苦労を感じることもありません。「やりがい」を強調して過酷労働を強いるブラック企業は撲滅すべきですが、やはり「やりがい」は重要だとしみじみ感じる今日この頃です。大浦先生と協力しながら、労働問題や刑事弾圧問題を主に取り組み、微力ながら団の力になれればと思っております。

この貴重な機会をいただいたことを幸せに感じながら、頑張っていきたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

## 事務局次長就任のご挨拶

東京合同法律事務所 久保田 明人

この度、事務局次長に就任しました、東京合同法律事務所の久保田明人（62期）と申します。弁護士になってから今年で5年目になりますが、自由法曹団東京支部との関わりは、これまでに、総会への出席やソフトボール大会に参加する程度でした。次長就任をきっかけに、今後は東京支部の活動に積極的に関わっていきたいと考えております。

東京都の時勢を見てみると、今年2月から舛添都政になり、同氏は「史上最高のオリンピック・パラリンピック」「大災害にも打ち勝つ都市」を掲げていることから、オリンピックや防災を免罪符に、都民一人一人の生活を顧みずに、より一層、土建行政が推し進められていく気がしてなりません。というのも、私は、住宅街を潰して道路を造ろうとしている「外環の2」道路都市計画決定に対する無効確認等訴訟の弁護団で活動しており、これまでも、東京都が地元住民の声を真摯に受け止めず、交通渋滞の解消や延焼防止と理由として都民の生活を破壊することを厭わない態度を取り続けているのを見ています。このような態度をとってきた東京都が、「オリンピックだから」「防災だから」を口実として、より一層、一人一人の都民の生活を潰してくることは目に見えています。

このほかにも、舛添知事の公約を見ると、労働分野では、国家戦略特区を設けて労働環境を悪化させ、また、教育分野では、子どもを競争させて選別し、就ける仕事の峻別を図っていくなどの人間性のない教育へと、今後進めることが見て取れます。

このように挙げていくと、東京都での戦いは前途多難で、私も、総会での新任のあいさつの際に、つい、「大変な時期に次長になってしまった」と言ってしまいましたが、大変な時勢だからこそ、権力に立ち向かい、一人一人の生活を守る自由法曹団の活動は重要になると思いますので、気を引き締めて任に就く所存です。

団員皆様の活動を支え、また、ときには引っぱれるよう、頑張りますのでよろしくお願ひ致します。

## 事務局次長就任のご挨拶

東京南部法律事務所 黒澤 有紀子

この度、自由法曹団東京支部の次長に就任致しました、東京南部法律事務所の黒澤有紀子（64期）と申します。弁護士となって三年目ですが、未だにバタバタと全力投球？で生活をしております。

現在、地元民商の法律相談担当をしておりますが、4月より実施される消費税増税について、大変憤りを感じています。今回の増税により、国民生活はますます冷え込むことが危惧されます。私は大田区

蒲田の地で、地元中小零細企業の方々からのご相談を受けることが多いのですが、今でさえ、税金を支払えず、差し押さえをされてしまったとか、事業を続けていけないといったご相談が多いのに、これからどうなってしまうのか、と強い不安を感じます。他方で、大企業優遇政策が取られており、日本の経済を支えている中小零細企業や国民を顧みず、痛めつける自民党安倍政権の政策に憤りを感じます。

合わせて、現在、憲法改悪の動きが激しくなっています。解釈改憲といった姑息な手段による実質改憲を行う動きには注意し、声を上げていかなければいけないと感じております。

先日、自由法曹団東京支部内で担当決めを行ったのですが、私は憲法の担当をさせていただくことになりました。今年は、まさに憲法改悪を行う安倍政権と四つに組んで闘っていかなければならない年であると思います。

これまで、さぼっていた分、再度勉強し直して、力をつけていかないといけないな、と感じています。

今年はまさに正念場の年だと思いますので、各諸団体や広く多くの方々と連携して、憲法を守ろうの声を大きくしていく一翼を担いたいと思います。

また、今年は、私も弁護団の一員に入れていただいている J A L 不当解雇撤回裁判の高裁判決が 5 月と 6 月に出されることになっています。

首切り自由社会にしないためにも、そして、国民一人一人の権利が守られる社会の発展のためにも、自由法曹団の不屈の精神に基づき、精一杯やっていきたいと思っております。

## 事務局次長就任のご挨拶

東京東部法律事務所 伊藤 真樹子

この度、事務局次長に就任しました、東京東部法律事務所の伊藤真樹子と申します。修習は 6 期です。

日々の弁護士としての活動としては、憲法を巡る今までにない危機的状況に対し、地域の諸団体の開催する憲法学習会の講師を務めるなど、草の根の活動に携わってきました。また、首都圏建設アスベスト訴訟や、スーパー堤防事業取消請求訴訟、カネボウ白斑被害救済弁護団などに参加しています。

2012 年 12 月に安倍政権が発足して以来、私たちを巡る情勢は、憲法問題のみならず、雇用や医療、教育など国民生活のあらゆる面が危機にさらされ、自由法曹団の役割は一層重要になっていると感じます。

このような時期に事務局次長を務めることを、やりがいのあるものと受け止め、弁護士としての視野を広げ、団の活動を広げる役割を果たせるよう頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

# 岡村親宜先生

## 若手弁護士へのメッセージを読んで

東京法律事務所 山添 拓

支部ニュースの「若手弁護士へのメッセージ」とそれへの返書は、毎回密かな楽しみです。弁護士として、また人生の先輩であり、かつ、様々な場面で活躍している先生方が、ときには半世紀も後輩にあたる私たちに対して何を語るのかに、いつも注目しています。不思議なことに、今回、岡村先生のメッセージを読んだとき、なんとなく、返書を書きたいような気がしました。果たして、団支部から依頼が来たのはその数日後のことです。

岡村先生のメッセージは、私たち若手弁護士が、安定した、そして充実した弁護士生活を送るにはなにが重要かを端的に語っています。第一に、事件をいかに手際よく処理するかだといいます。それは、第二に挙げられた、安定した生活が十分可能な事件数を持続的に担当するという点と密接に関わります。弁護士を「生業」として生きていくためには、何よりもまず、その職によって食べていけるだけの礎を確保することが不可欠だということで、誰にも異論のないところだと思います。

岡村先生は次に、第三の「大切」として、自らの世界観と合致する法律家団体等に加入してその活動に加わり、ライフワークとして社会に貢献する活動に取り組むことを挙げます。重要なことは、単なる社会貢献ではないということです。総評弁護団での活動の紹介からうかがえるのは、「自らの世界観と合致する法律家団体等に加入して」という、むしろ前段のウエイトでした。事件をこなし、安定した生活を支える事件数を担当するだけでは「満足」できないという岡村先生の考えを忖度すれば、弁護士は、職人的な仕事であると同時に、自由と権利の実現に常に立ちはだかる権力との対峙を余儀なくされる、その困難と相対するとき、諸団体の活動という集団的な力の集積を大事にするべきだ、そこで自らの役割を發揮することに「ライフワーク」としての意味がある、ということではないかと思います。

多くの若手団員が、諸団体の活動に加わり、大小様々な弁護団に参加しています。たとえば私は、原発被害弁護団に参加しています。知識と経験の不足による至らなさを痛感し、裁判や当事者とのやりとり、起案における不安をいつも感じます。しかし、当事者の苦難をなんとかしたい、原発被害をもたらした社会構造を変化させたいという思いの元に、多くの弁護士が知恵と力を持ち寄っていることに感嘆します。こうした諸団体で自らも役割を果たしたいと考えている若手団員は、きっと数多いと思います。

ところが、岡村先生の若手指南はこれにとどまりません。第四の点は、趣味と、趣味を共有できる「心友」を挙げられます。岡村先生の渓流釣りは有名です。私の周囲でも、生き生きと活動している先輩方は、みな息抜きがうまい。息抜きに手を抜かない、と言ったほうがよいかもしれません。

岡村先生のいう、第一から第四の「大切」は、弁護士として生きていく上で、その順序で優先して考えるべきものでありながら、実際には4つを同時並行的に考えなければ、いずれもうまくいかない性質のものです。若手団員にとっては、けっこう大変な課題です。財政状況の尋常でない困難さがあり、法曹養成課程の変革により若手自身の経験と実力の不足が指摘され、一方で政治的課題も山積する状況です。しかしそういう時こそ、集団的な力の集積によって乗り越えていくことを考えたいものです。

岡村先生のメッセージが支部ニュースに掲載された時、事務所の先輩弁護士が、ぜひみんな読むよう

にと所内メールで呼びかけました。聞けば、その弁護士も若い頃、岡村先生の人となりに触れて、自らの弁護士としての仕事のあり方を見直し、いまも年賀状に精を出しているといいます。私も、岡村先生が弁護団長を務める国公労連賃下げ違憲訴訟で弁護団に参加させていただき、過労死弁護団でもご一緒に、岡村先生の堂々たる恰幅と鋭い指摘に刺激を受けています。このメッセージを拝読したいま、岡村先生と取り組むこれからの諸活動が、ますます魅力的に感じられます。

## 日誌

3月7日～3月20日

- 3月 7日 団原発問題委員会／団将来問題委員会  
10日 団国際問題委員会  
11日 S T O P 秘密保護法対策会議／事務局交流会打ち合わせ  
14日 団教育問題委員会  
3月 17日 構造改革P T  
18日 支部事務局会議  
19日 治安問題委員会  
20日 団事務局会議

## 新団本部・東京支部事務所のご案内

4月7日（月）より新事務所に移転します

新住所 〒112-0014

東京都文京区関口一丁目8-6 メゾン文京関口Ⅱ202号

電話番号 03-5227-8255

FAX番号 03-5227-8257

※ 電話番号・FAX番号も変更となりますのでご注意ください

（新事務所案内図）



# 全国弁護士グループ「弁護士休業サポートプラン」

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTД)

## 主な特徴（2つの制度共通）

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした団体割引25%
- ご加入手続きは簡単で、医師の診査も不要 ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単です！

## 長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

### 【① 所得補償（保険）

- 病気やケガによって就業不能となった場合、月々の所得を1年間、または2年間補償します。※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償します。※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償します。

<保険料表>スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、  
職種級別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、  
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

対象年齢	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

### 【② 団体長期障害所得補償（GLTД）】

- 病気やケガによって就業障害となつた場合、最長70歳まで長期に補償します。※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償します。※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレスライドさせてお支払いします。

<保険料表> 団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、  
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

対象年齢	対象期間：70歳まで※加入時55～69歳の方は一律3年	
	男性	女性
25歳～29歳	993	875
30歳～34歳	1,083	1,163
35歳～39歳	1,340	1,712
40歳～44歳	2,026	2,785
45歳～49歳	3,048	4,131
50歳～54歳	4,667	5,865
55歳～59歳	6,368	7,010
60歳～63歳	6,954	5,730

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>  
株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F  
TEL: 03 (3405) 8661

<引受保険会社>  
株式会社損害保険ジャパン

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10  
TEL: 03 (3231) 4111

(SJ13-08976、平成25年11月11日)